

参考資料

(3次計画の達成状況・評価)

※ H26年11月～H27年1月の計画策定専門調査会及び監視専門調査会での3次計画フォローアップ結果をとりまとめたもの（各実績値については、可能な限り最新値に更新）

2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(旧第1分野：政策・方針決定過程への女性の参画の拡大)

<主な施策・効果>

【計画期間中に実施した主な施策】

1 政治分野

- 各種選挙における女性候補者の割合等を高めるため、各政党に対し、自主的なポジティブ・アクションの導入等を図るよう、政務より働きかけ（平成23年2月、同24年4月、同25年4月、同27年1月～3月）
- 各都道府県知事、政令指定都市市長、地方六団体の長に対し、女性の地方公共団体の長のネットワーク形成等について要請（平成23年1月）
- 地方議会の女性議員割合について「都道府県別全国女性の参画マップ」を作成し公表（平成24年3月～）
- 地方の政治分野における女性の参画状況について取りまとめ、「女性の政治参画マップ2015」を作成し、各政党に対する働きかけの際の参考資料として活用するとともに、内閣府ホームページでの公開・各地方自治体等へのポスター頒布を実施（平成27年2月～）（内閣府）
- 女性議員が活動しやすい環境の実現に向け、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に対し、女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）より、標準議会会議規則における出産に伴う議会の欠席規定の明文化を要請（平成27年5月）（内閣府）
※全国市議会議長会、全国町村議会議長会が標準議会会議規則を改正（平成27年5月）

2 司法分野

- 裁判官における女性の参画の拡大に向けて、最高裁判所事務総長に対し、ポジティブ・アクションの推進及び仕事と生活の調和の推進について要請（平成23年1月）
- 弁護士会における女性の参画の拡大に向けて、日本弁護士連合会及び日本女性法律家協会に対し、ポジティブ・アクションの推進及び仕事と生活の調和の推進について要請（平成23年1月）
※第二東京弁護士会において副会長選任に関するクォータ制を導入（平成26年10月）

3 行政分野

- 働く場面で女性がより活躍できるよう、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務づける女性活躍推進法を制定、同年●月に施行【P。第189国会に提出。可決・成立した場合。】
- 「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」の改定に伴い、各府省において平成27年度までの目標を定めた「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定

(平成 23 年 1 月) (人事院)

- 「採用昇任等基本方針」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)の改定に際し、女性職員の採用・登用の拡大、職員の仕事と生活の調和の推進等について取組を追加(内閣人事局)
- 国家公務員の女性活躍とワーク・ライフ・バランスに関する取組を総合的に推進するため、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成 26 年 10 月 17 日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)を策定するとともに、本指針を踏まえ、各府省において、府省ごとの取組計画を策定(内閣人事局、関係府省)
- 有為な国家公務員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能にする配偶者同行休業制度を導入(平成 26 年 2 月)(内閣人事局、人事院、内閣府)
- 超過勤務時間の上限の目安時間等を示した指針に基づき、府省ごとに正規の勤務時間終了後の在庁状況を把握し、その結果に基づき必要な指導を行うなどの取組を実施(人事院)
- 審議会等委員に占める女性の参画拡大に向けて、平成 25 年 2 月、同年 10 月及び平成 26 年 1 月、各府省大臣に対し女性委員の登用状況を府省別のランキング形式にして提示するとともに、改善に向けた取組を促す内容の通知を发出(内閣府)
- 独立行政法人等における役員、管理職の女性登用の全体における目標を設定した上で、独立行政法人等における女性登用の目標設定を要請し、平成 26 年 10 月に各法人の目標設定状況等を取りまとめて内閣府ホームページで公表(内閣府、内閣官房)
- 平成 24 年 3 月、地方公共団体の管理職に占める女性の割合等について「都道府県別全国女性の参画マップ」を作成し公表(内閣府)

4 経済分野

(女性の活躍推進)

- 女性の登用、仕事と子育ての両立環境の整備、女性の活躍状況の情報開示等について、総理から経済三団体へ要請(平成 25 年 4 月、同 26 年 4 月)(内閣府)
- 「女性の活躍」を中核に位置付けた成長戦略を策定(平成 25 年 6 月、同 26 年 6 月)(内閣府)
- 働く場面で女性がより活躍できるよう、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務づける女性活躍推進法を制定、同年●月に施行【P。第 189 国会に提出。可決・成立した場合。】

(見える化の推進)

- 有価証券報告書等に女性の役員比率等の記載を義務付ける「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が施行(平成 27 年 3 月)(金融庁)
- 女性の活躍状況の資本市場における「見える化」に向けて「コーポレート・ガバナンス報告書」記載要領の改訂を要請(内閣府)
※各金融証券取引所が改訂(平成 25 年 4 月)
- 「女性の活躍『見える化』サイト」を開設(平成 26 年 1 月)(内閣府)

○ 「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」により情報提供（厚生労働省）
（インセンティブ付与）

- 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針を策定（平成 26 年 8 月）（内閣府）
- 「女性が輝く先進企業表彰」（総理表彰）を創設（平成 26 年度）（内閣府）
- ポジティブ・アクション能力アップ助成金、両立支援等助成金による、企業における女性の登用・継続就業に係る自主的な取組を支援（厚生労働省）

（企業の理解促進）

- 「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の策定を支援（平成 26 年 6 月）（内閣府）
- 企業におけるポジティブ・アクションや女性の活躍に関する情報開示を促進するため、企業訪問により働きかけ（厚生労働省）

（人材の確保）

- 役員候補者となりうる女性人材のデータベース「はばたく女性人材バンク」を開設（平成 27 年 3 月）（内閣府）
- ポジティブ・アクション展開事業によりメンター制度等導入を支援（厚生労働省）

5 その他の分野

- 経済団体、労働組合、協同組合、教育・研究機関、医師等の専門的職業及び職能団体等の各種機関・団体・組織に対して、女性の登用状況に応じたポジティブ・アクションの導入及び仕事と生活の調和の推進について要請を実施（平成 23 年 1 月）

【主な政策効果】

1 政治分野

- 国会議員の候補者に占める女性の割合
計画策定時 衆議院（平成 21 年）16.7%、参議院（平成 22 年）22.9%
→ 最新値 衆議院（平成 26 年）16.6%、参議院（平成 25 年）24.2%
（国会議員に占める女性の割合）
計画策定時 衆議院（平成 21 年）11.3%、参議院（平成 21 年）17.4%
→ 最新値 衆議院（平成 27 年）9.5%、参議院（平成 27 年）15.7%

2 司法分野

- 検察官（検事）に占める女性の割合（法務省）
計画策定時（平成 21 年）18.2%
→ 最新値（平成 26 年）21.4%
- 裁判官に占める女性の割合
計画策定時（平成 21 年）16.9%

- 最新値（平成 26 年）18.7%
- 弁護士に占める女性の割合
 - 計画策定時（平成 21 年）15.4%
 - 最新値（平成 26 年）18.1%

3 行政分野

- 国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合（人事院、内閣人事局）
 - 計画策定時（平成 20 年度）2.2%
 - 最新値（平成 26 年 9 月）3.3%
- 国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合（人事院、内閣人事局）
 - 計画策定時（平成 20 年度）5.1%
 - 最新値（平成 25 年度）5.6%
- 国の指定職相当に占める女性の割合（人事院、内閣人事局）
 - 計画策定時（平成 20 年度）1.7%
 - 最新値（平成 26 年 9 月）2.8%
- 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合（人事院、内閣人事局）
 - 計画策定時（平成 22 年度）26.1%
 - 最新値（平成 27 年度）31.5%
- 国家公務員採用 I 種試験[※]の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合【人事院、内閣人事局】
 - 計画策定時（平成 22 年度）25.7%
 - 最新値（平成 27 年度）34.3%

※試験制度の変更により、平成 24 年度以降は、国家公務員総合職等試験の事務系の区分試験の採用者
- 国の審議会等委員に占める女性の割合（内閣府）
 - 計画策定時（平成 21 年）33.2%
 - 最新値（平成 26 年 9 月）35.4%
- 国家公務員の男性の育児休業取得率（人事院、内閣人事局）
 - 計画策定時（平成 20 年度）0.7%
 - 最新値（平成 25 年度）2.8%
- 都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合（内閣府、総務省）
 - 計画策定時（平成 21 年）5.7%
 - 最新値（平成 26 年 4 月）7.2%
- 都道府県審議会等委員に占める女性の割合（内閣府、総務省）
 - 計画策定時（平成 21 年）28.4%
 - 最新値（平成 26 年 4 月）30.3%

4 経済分野

- 女性社長の割合（内閣府、経済産業省）
 - 計画策定時（平成 21 年）6.5%

- 最新値（平成 26 年）7.5%
- 女性役員の割合（全上場企業）（内閣府、経済産業省）
 - 計画策定時（平成 21 年）1.2%
 - 最新値（平成 26 年）2.1%
- 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合（内閣府、厚生労働省、経済産業省）
 - 計画策定時（平成 21 年）6.5%
 - 最新値（平成 27 年）8.3%
- ポジティブ・アクション取組企業数の割合【内閣府、厚生労働省、経済産業省】
 - 計画策定時（平成 21 年）30.2%
 - 最新値（平成 25 年）20.8%
- 起業家に占める女性の割合（経済産業省）
 - 計画策定時（平成 19 年）32.3%
 - 最新値（平成 24 年）30.3%

<評価と問題点>

1 政治分野

- 政治分野における女性の参画拡大は、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に不可欠であり、また、政治に多様な民意を反映させるという民主主義の要請からも極めて重要。

しかしながら、国会議員に占める女性の割合、候補者の割合ともに、長期的にみれば増加傾向にあるものの、依然として低い傾向にとどまっている。近年、政党等におけるポジティブ・アクションの導入に係る自主的な検討は活発となっているものの、さらなる女性の参画拡大を実現するためには、政党等における実効性のあるポジティブ・アクションの導入の検討が必要である。

2 司法分野

- 検察官、裁判官、弁護士に占める女性の参画は着実に増加傾向にあるものの、司法試験の合格者に占める女性の割合は年による変動があり、近年は概ね 20%台で推移している。今後のさらなる参画の拡大に向けて、各界において就業継続がしやすい職場環境の整備が望まれる。

3 行政分野

- 国家公務員の指定職相当、本省課室長相当職以上、地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性割合は、着実に増加がみられ、特に本省課室長相当職以上に占める女性割合が 2 年前と比べ大きく拡大するなど着実に女性の参画が進んでいる。また、

国家公務員採用総合職試験からの採用者は、平成 27 年度採用において目標である 30% を達成した。各府省が女性の積極的な登用や女子学生向けの採用広報活動などに努めたことの成果が窺える。しかしながら、水準として見れば、例えば、指定職相当、本省課室長相当職以上、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合は、それぞれ 2.8%、3.3%、5.6%となっており、職員数の男女比に応じた各役職段階への登用につながるよう、国家公務員における女性活躍の動きを更に加速していくことが必要と考えられる。

- 地方公務員の管理職（本庁課長相当職以上）に占める女性割合は、着実に増加がみられ、また、将来の幹部職員の候補となることが期待されている都道府県の地方公務員採用試験（上級試験）からの採用者に占める女性の割合も着実に 30% に近づいており、都道府県ごとの女性の参画状況の「見える化」や各自治体における取組が奏功したことが窺える。しかしながら、水準として見れば、都道府県の女性管理職の割合は 7.2 % となっており、かつ、都道府県ごとの女性の参画状況は様々である。このため、女性職員の人材育成の推進など各地方公共団体の実情に応じた自主的な取組を更に加速させていくことが必要と考えられる。

4 経済分野

- 成長戦略の中核に「女性の活躍」を位置付け、様々な取組を展開したこともあり、企業や地域における主体的な取組が進みつつあるが、政府目標「2020年30%」（2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるように期待する）に対しては、女性の登用状況は低水準であり、就業人口の4割を女性が占めるにもかかわらず、企業における課長相当職以上の女性比率は8.3%（従業員100人以上の企業）、役員女性の比率は2.1%（上場企業）にとどまっている。

また、第一子出産を機に約6割の女性が離職し、女性の労働力率が子育て期の30歳代で低下する「M字カーブ」を描いている現状は変わっておらず、管理職の候補者として必要な勤続年数や職務経験を備えた女性人材のプールの規模は小さい。

女性の活躍推進に向けた取組は、中長期的には企業の持続的な成長を可能とし、企業価値を高めることにつながるが、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から取組に躊躇している企業も存在すると考えられ、また、取り組んだ場合も、その成果が現れるまでには一定の時間を要する。このため、女性の活躍の重要性に関する企業の理解を促進し、個別の企業の実情に即した取組が進められるよう働きかけるとともに、中長期的な視点から企業の主体的な取組を政策的に後押ししていく必要がある。

- 近年は、女性の起業希望者の割合が1979年以降で最も高いが、起業家における女性の割合は最も低い。男性に比べ、家庭との両立、勤続年数が短いことによる職務経験の不足、不動産を所有していないことによる資金調達の困難さ等からより多くの困難に直面し、起業に至らないことが考えられる。

5 その他の分野

- 医師、薬剤師等の専門的職業分野及び教育・研究機関における女性の参画状況は概ね増加傾向がみられるが、職能団体、経済団体における女性の参画状況は各団体によって幅があるものの1割に満たない団体が多く、押しなべて低い状況のままである。また、各種職業団体・職能団体の役員に占める女性の割合もまた低調にとどまっており、例えば薬剤師など女性の参画が相当程度進んでいる職業においても、その職能団体の役員に占める女性の参画は2割に満たない状況であるなど、各種職能団体や職業団体における意思決定過程への参画拡大も重要な課題となっている。

3 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

(旧第3分野：男性、子どもにとっての男女共同参画)

(旧第4分野：雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保)

(旧第5分野：仕事と生活の調和)

<主な施策・効果>

【計画期間中に実施した主な施策】

(ワーク・ライフ・バランス)

- 良質なテレワークの普及に向けたテレワークモデル実証事業の実施（平成 26～28 年度）（厚生労働省、総務省）
- 短時間正社員制度の導入促進に向けたマニュアル配布、助成金制度の実施、「短時間正社員制度導入支援ナビ」サイトの運営（厚生労働省）
- 在宅ワークの適正な実施のためのガイドラインの周知・啓発、「ホームワーカーズウェブ」サイトの運営（厚生労働省）
- 男性にとっての男女共同参画シンポジウム、経営者・管理職向けトップセミナーによるワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発、及び調査研究（内閣府）
- 「イクメンプロジェクト」による男性の育児に対する社会機運醸成（厚生労働省）
- 「仕事と介護の両立」ポータルサイトの開設（内閣府）
- 所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等に関するコンサルティング（厚生労働省）
- 「パパ・ママ育休プラス」等を活用した男性の育児休業の取得促進（厚生労働省）
- 「両立支援のひろば」サイトの運用、「ベストプラクティス集」の普及による企業の自主的な取組の推進（厚生労働省）
- 「テレワーク全国展開プロジェクト」の実施（平成 24～25 年度）、テレワーク導入支援のための専門家派遣や各地でのセミナー開催、テレワークセキュリティガイドラインの改訂（総務省）
- 育児休業開始後 6 か月間における育児休業給付を引き上げる雇用保険法の改正（平成 26 年 3 月成立）（厚生労働省）

(雇用の分野における男女の均等な機会等)

- 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動についての企業・経済団体に対する要請（文部科学省）
- 男女均等取扱いに関する周知啓発・相談・是正指導・紛争解決援助（厚生労働省）
- 男女雇用機会均等法施行規則（昭和 61 年 1 月 27 日労働省令第 2 号）の改正（平成 25 年 12 月）による間接差別の範囲の拡大（厚生労働省）
- 「コース等別雇用管理指針」の制定（平成 25 年 12 月）（厚生労働省）

- セクハラ指針の改正（平成 25 年 12 月）によるセクハラ予防・事後対応の徹底（厚生労働省）

（働く男女の健康管理対策）

- 母性健康管理措置に関する医療関係者等への周知、「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用促進、「妊娠・出産をサポートする女性に優しい職場づくりナビ」サイトの運営（厚生労働省）
- 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する相談・是正指導・紛争解決援助、男女雇用機会均等月間等における周知徹底（厚生労働省）

（非正規雇用における雇用環境）

- パートタイム労働法に基づく是正指導・相談・援助、正社員との均等・均衡待遇の確保や正社員転換に資する職務分析・職務評価の導入支援、助成金の活用（厚生労働省）
- パートタイム労働法の改正（平成 26 年 4 月）（厚生労働省）
- 非正規雇用労働者の企業内キャリアアップを促進する助成措置（厚生労働省）
- 「多様な正社員」の普及に向けた懇談会の設置（平成 25 年 9 月）、及び「雇用管理上の留意事項」の公表（平成 26 年 7 月）（厚生労働省）
- 年金機能強化法に基づく短時間労働者への社会保険の適用拡大の施行（平成 28 年 10 月）に向けた周知（厚生労働省）
- 労働契約法の改正（平成 24 年 8 月）（厚生労働省）
- 労働者派遣法の周知徹底、改正案の国会提出（厚生労働省）
- 国家公務員及び地方公務員の非常勤職員における育児休業等の導入（平成 23 年 4 月）（人事院、内閣人事局、総務省）

（多様な生き方、多様な能力の発揮）

- マザーズハローワーク事業における職業相談、保育所情報の提供、託児付セミナー等の実施、仕事と育児カムバック支援サイトの開設（平成 26 年 12 月）（厚生労働省）
- 公共職業訓練やキャリア形成促進助成金等による企業内教育訓練等の実施（厚生労働省）
- 女性の起業を支援するための優遇金利や無担保・無保証人による融資制度、創業経費を支援する補助金の実施、創業スクールの開催（経済産業省）

（ポジティブ・アクション）

- 女性の登用、仕事と子育ての両立環境の整備、女性の活躍状況の情報開示等について、総理から経済 3 団体へ要請（平成 25 年 4 月、平成 26 年 4 月）（内閣府）
- 「女性の活躍『見える化』サイト」の開設（平成 26 年 1 月）による企業の主体的な取組の波及促進（内閣府）
- 「均等・両立推進企業表彰」による模範的な取組の普及（厚生労働省）
- ポジティブ・アクション能力アップ助成金、両立支援等助成金の支給額上乗せ制度

(ポジティブ・アクション加算)の実施(厚生労働省)

- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」の策定(平成26年8月)(内閣府)

(女性の能力発揮)

- 「女性応援ポータルサイト」の開設(平成27年3月)による女性支援情報の提供(内閣府)
- 女性活躍推進に関する調査研究の実施、「ダイバーシティ経営企業100選」の表彰、「なでしこ銘柄」の選定・発信(経済産業省)
- 公共職業能力開発施設における公共職業訓練、キャリア形成促進助成金やキャリアアップ助成金、教育訓練給付等による職業訓練の実施(厚生労働省)

【主な政策効果】

- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合(%)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
割合	9.4	9.3	9.1	8.8

- 年次有給休暇取得率(%)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
割合	48.1	49.3	47.1	48.8

- 6歳未満の子供をもつ夫の育児・家事関連時間(分/1日当たり)

	平成18年	平成23年
割合	60	67

- メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合(%)

	平成23年	平成24年	平成25年
割合	43.6	47.2	60.7

- 就業率(%)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
20歳から34歳	73.7	74.1	74.4	75.4
25歳から44歳までの女性	66.6	67.0	67.8	69.5

- 第一子出産前後の女性の継続就業率(%)

	平成12~16年	平成17年~22年
割合	39.8	38.0

- 育児・介護休業法

- ・ 育児休業取得率(厚生労働省)(%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
男性	1.38	2.63	1.89	2.03	2.30
女性	83.7	87.8	83.6	83.0	86.6

- 民間企業の課長相当職以上(部長級+課長級)に占める女性の割合(内閣府、厚生労働省、経済産業省)

- 計画策定時（平成 21 年）6.5%
→ 最新値（平成 26 年）8.3%
- 女性社長の割合（内閣府、経済産業省）
計画策定時（平成 21 年）6.5%
→ 最新値（平成 25 年）7.3%
- 女性役員の割合（全上場企業）（内閣府、経済産業省）
計画策定時（平成 21 年）1.2%
→ 最新値（平成 26 年）2.1%
- ポジティブ・アクション取組企業数の割合（内閣府、厚生労働省、経済産業省）
計画策定時（平成 21 年）30.2%
→ 最新値（平成 25 年）20.8%
- 起業家に占める女性の割合（経済産業省）
計画策定時（平成 19 年）32.3%
→ 最新値（平成 24 年）30.3%
- 短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）（%）（厚生労働省）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
割合	13.4	20.5	14.0	20.1

- 次世代育成支援対策推進法

- ・ 次世代認定マーク（くるみん）取得企業数（社）（厚生労働省）

	平成 22 年 3 月末	平成 23 年 3 月末	平成 24 年 3 月末	平成 25 年 3 月末	平成 26 年 3 月末	平成 27 年 3 月末
企業数	845	1,015	1,219	1,471	1,818	2,138

<評価と問題点>

- 第一子出産を機に約 6 割の女性が離職し、女性の労働力率が子育て期の 30 歳代で低下する M 字カーブを描いている現状は変わっていない。仕事と子育て・介護等の両立を困難としている要因として、長時間労働を前提とした働き方が定着していること、短時間勤務・フレックスタイムやテレワークの導入が進んでいないこと、保育・介護等サービスが不足していること、さらに、パートナーである男性の子育て・介護等への参画が十分ではないことなどが挙げられる。

特に長時間労働については、週労働時間が 60 時間以上の長時間労働をする雇用者は 8.8% まで低下しているものの依然として高く、年次有給休暇の取得率も 48.8% にとどまっている。また、男性の子育て・介護等への参画状況については、女性の育児休業取得率が 83.0% であるのに対し男性は 2.03% にとどまり、6 歳未満の子供を持つ夫の 1 日当たりの育児・家事関連時間も 67 分間と諸外国に比べ低水準である。

以上を踏まえ、女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けることができる両立環境の整備や男性も子育て・介護等への参画が可能となるようワーク・ライフ・バランスを強力に推進する必要がある。

- 男女雇用機会均等法に関する事業主への指導件数は年間 1 万件にのぼり、雇用の分野における男女の機会均等及び待遇の確保や都道府県労働局への相談が多いセクシュアルハラスメント防止対策を徹底する必要がある。
- 非正規雇用労働者は、女性雇用者の半数以上を占めており、依然として、正規雇用との格差が男女間格差の一因となっている状況であることから、非正規雇用の処遇改善が必要である。また、短時間正社員制度等のある事業所の割合は20.1%まで上昇したが、正社員転換に向けた更なる取組が必要である。
- 近年は、女性の起業希望者の割合が 1979 年以降で最も高いが、起業家における女性の割合は最も低い。男性に比べ、家庭との両立、勤続年数が短いことによる職務経験の不足、不動産を所有していないことによる資金調達の困難さ等からより多くの困難に直面し、起業に至らないことが考えられる。

4 地域・農村漁村、環境分野における男女共同参画の推進

(旧第3分野：男性、子どもにとっての男女共同参画)

(旧第6分野：活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進)

(旧第14分野：地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進の一部)

<主な施策・効果>

【計画期間中に実施した主な施策】

(地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大)

- 平成23年1月に日本PTA全国協議会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国社会福祉協議会に対し、女性の登用状況に応じたポジティブ・アクションの導入とワーク・ライフ・バランスの推進について要請（内閣府）
- 毎年「女性の政策・方針決定参画状況調べ」を行い、PTA、商工会、自治会長等各種団体等における女性の参画状況を調査し、公表（内閣府）

(地域の活動における男女共同参画の推進)

- 平成25年補正予算において、「地域女性活躍加速化交付金」を措置し、地域における関係団体（地方公共団体、地域経済団体、地域金融機関、農林水産団体、NPO等）のネットワークの構築、連携を促進（29団体に交付）（内閣府）
- まち・ひと・しごと創生法に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」という観点から、地域における女性の活躍推進を明記（内閣官房）

(農山漁村における意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画拡大)

- 「農山漁村女性の日（3/10）」を中心に、女性登用等に積極的な組織の表彰への支援や男女共同参画社会形成に向けた普及啓発等を推進（農林水産省）
- 「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活の実績に結びつく「食育」を推進（農林水産省）
- 食育推進に功績のあった者に対する食育推進ボランティア表彰を実施（内閣府）
- 経営管理能力等の向上に向けた研修や情報提供により女性リーダーを育成（農林水産省）
- 女性農業委員の資質向上等を目的に都道府県単位の研修会等を実施（農林水産省）
- 女性経営者相互のネットワークの形成や異業種・民間企業経営者との交流や情報交換を実施（農林水産省）

- 市町村における人・農地プランの検討会のメンバーについては、概ね3割を女性とするよう要件化（農林水産省）
- 森林組合及び森林組合連合会における女性役員登用を促進するため、指導通知を发出。（農林水産省）
- 漁業協同組合における女性役員登用を促進するため、全国漁業協同組合連合会等に対して、行動計画策定を求めると共に、定期的にヒアリングを実施。（農林水産省）
- 土地改良区等における男女共同参画を推進するため、同団体が実施する研修に講師を派遣。（農林水産省）
- 都道府県及び市町村における女性の参画目標の達成に向け、研修会等を実施。（農林水産省）
- 6次産業化総合調査において、生産関連事業にかかる従業員数を男女別に把握。農林業センサス、漁業センサスにおいて、農業・漁業の男女別年齢階層別経営者、農林業センサスでは販売農家の男女別同居後継者について把握。（農林水産省）

（農山漁村における女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備）

- 家族経営協定の締結家族数の増加に向け農山漁村地域及び若い世代を中心に普及啓発を図った。（農林水産省）
- 水産業普及指導員による家族経営協定の推進のため、普及指導員を対象とした研修に家族経営協定に関する講演内容を盛り込むなどした。（農林水産省）
- 女性認定農業者等の女性リーダーを育成するため、研修会を実施。融資等の知識についての施策ガイドを作成・配布。（農林水産省）
- ブロック別漁業士研修会などで、女性漁業士の育成や活動活性化につながる指導を実施。（農林水産省）
- 女性農業者の経営参画や保有資産について把握。（平成24年度「女性農業者の活躍促進に関する調査」）（農林水産省）
- 漁村女性グループが企画・実施する特産品の加工開発や漁獲物の販売促進等の起業的な経済活動や地域活性化の取組を支援。（「効率的・安定的沿岸漁業促進事業（H20～24年度）」、「沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業（H25年度～）」）（農林水産省）
- 水産関連団体が行う優良事例の発表大会を支援。（農林水産省）
- 女性グループによる漁業生産活動に対する無利子資金（沿岸漁業改善資金）の活用に向け、水産業普及指導員を通じて啓発した。（農林水産省）
- 学校において実施する農山漁村での自然宿泊体験活動を支援（文部科学省）
- 農山漁村のもつ豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動を支援（農林水産省）
- 起業により地域農産物加工や販売を行っていたり、6次産業化に取り組む女性農業者の取組事例を情報提供（農林水産省）
- 新規就農希望者に対する新農業人フェアなどの相談会において、女性の就業希望者向け相談窓口を設置し、情報提供を行った。（農林水産省）
- 家族経営協定の締結を通じ、経営上の役割分担、就業条件などについて話し合いが

行われることにより、労働時間の適正化、休日の取得等環境整備を推進した。(農林水産省)

- 産地における水産業の強化に必要な「女性等活動拠点施設」の整備を支援。(農林水産省)

(農山漁村における女性が住みやすく活動しやすい環境づくり)

- 農村女性の農業経営への参画や地域資源を活用した加工や販売等に進出する女性の起業活動を促進(農林水産省)
- 家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進(農林水産省)
- 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等により、高齢者や女性等の交流、地域伝統文化の継承、地域の農産物や特産物の生産活動等に寄与するための拠点の整備を支援(農林水産省)
- 農村の高齢者が豊富な知識や技術、経験を活かし、新規就農者などの育成や技術指導を行う取組を支援(農林水産省)
- 農山漁村女性・シニア活動表彰等を実施(農林水産省)
- 女性・高齢者等活動支援事業により、加工・販売等の起業への支援を実施(農林水産省)
- 農業者年金制度に対する女性農業者の加入を積極的に推進(農林水産省)

(男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進)

- 「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」の成果文書において、「ジェンダー平等と女性のエンパワメント」の項目が盛り込まれたことを周知(内閣府)

【主な政策効果】

- 自治会長に占める女性の割合(内閣府、総務省)
 - 計画策定時(平成22年)4.1%
 - 最新値(平成25年)4.5%
- 日本PTA全国協議会役員(文部科学省)
 - 計画策定時(平成21年)8.7%
 - 最新値(平成25年)11.1%
- 都道府県・政令指定都市PTA協議会役員(文部科学省)
 - 計画策定時(平成22年)6.6%
 - 最新値(平成25年)6.6%
- PTA会長(小中学校)(文部科学省)
 - 計画策定時(平成22年)10.5%
 - 最新値(平成25年)11.2%
- 農業委員会における女性が登用されていない組織数(農林水産省)
 - 計画策定時(平成20年度)890(49.6%)
 - 最新値(平成24年度)652(38.9%)

- 農業協同組合における女性が登用されていない組織数（農林水産省）
 計画策定時（平成 19 年度）535（65.4%）
 → 最新値（平成 24 年度）266（37.1%）
- 家族経営協定の締結数（農林水産省）
 計画策定時（平成 19 年度）40,000 件
 → 最新値（平成 26 年） 54,190 件

<評価と問題点>

（地域における男女共同参画の推進）

- 自治会長に占める女性の割合は、ほとんど進捗が見られない。地域づくりを進めていく上で女性の参画は不可欠である。
- P T Aは、実際に学校での活動を担っているのは女性であるのに、会長は多くが男性である。その原因を分析し、対処することが重要である。
- 女性の活躍推進に向けた全国的なムーブメントを作り、地域に根差した取組を促進する必要がある。

（農山漁村における男女共同参画の推進）

- 農業委員会及び農業協同組合への女性の登用を促進するため、全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会会長、都道府県知事宛てに指導通知（経営局長名）を平成 22 年 8 月に発出。また、女性農業者への農業委員立候補の励行、女性農業委員登用促進アドバイザーの設置等を行うよう要請したところ、数値に改善が見られた。
 しかしながら、依然として目標である組織数「ゼロ」には至っていない。
- 農業委員会、農業協同組合、土地改良区、集落営農、森林組合、及び漁業協同組合等における女性リーダーの育成を推進する必要がある。
- 女性農業委員を対象とした研修を 44 都道府県で実施するなど、女性リーダーの資質の向上等に取り組んできたところ。一方、人口減少に相まって、農業の現場においては、経営に参画する女性農業者等が増加していることを踏まえ、技能の向上を目的とした研修等のサポート体制を充実する必要がある。
- 農林水産業に従事する女性を始めとした若手人材を育成するために、メールマガジン等を利用した情報提供や集合研修の実施に加え、情報交換や農林水産業経営の知見を吸収できるよう地域のネットワーク化を推進する。
- 農林水産業に従事する男女が生産と生活の両面において過重労働等の負担を負うことがないよう留意が必要。特に、経営の多角化・複合化や 6 次産業化が進展する中で、こうした視点は一層求められる。

（環境分野における男女共同参画の推進）

- 環境分野の計画において、男女共同参画の視点が不十分。政策・方針決定過程の女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を反映した施策の実施が必要である。

5 科学技術・学術における男女共同参画の推進

(旧第12分野：科学技術・学術分野における男女共同参画)

<主な施策・効果>

【計画期間中に実施した主な施策】

(科学技術・学術分野における女性の参画の拡大、女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり)

- 平成23年1月、専門的職業団体を始めとする各関係団体あて公文書により、女性の割合等に応じた実効性のある積極的改善措置の導入やワーク・ライフ・バランスの推進に向けて積極的に取り組むよう要請（内閣府）
- 平成18年度から、研究者が研究活動と出産・育児・介護等を両立するための取組を行う大学等を支援する「女性研究者研究活動支援事業（平成18年度～22年度までは「女性研究者モデル育成事業）」を実施（文部科学省）
- 平成21～26年度まで、女性研究者の採用割合が低い分野（理学系、工学系、農学系）において、女性研究者を新たに採用し、養成する大学等を支援する「女性研究者養成システム改革加速事業」を実施（文部科学省）
- 平成18年度から、出産・育児等により研究を中断した研究者（男女問わず）に対して、研究奨励金を支給し、研究復帰を支援する「特別研究員（RPD）事業」を実施（文部科学省）
- 科学研究費助成事業において、平成15年度から、産前産後の休暇や育児休業を取得する研究者のために研究中断後の研究の再開を可能とする仕組みを導入。（文部科学省）
- 科学研究費助成事業において、平成18年度から、産前産後の休暇や育児休業を取得していたために所定の応募時期（前年11月）に応募できなかった研究者等を対象とする研究種目を設置するとともに、21年度からは若手研究者向けの研究種目の年齢制限を37歳以下から39歳以下へ緩和（文部科学省）
- 独立行政法人国立女性教育会館において、高等教育機関における男女共同参画が推進されるよう、大学の教職員を対象に、大学等における男女共同参画推進に係る研修を実施（文部科学省）

(女子学生・生徒の理工系分野への進学促進)

- 女子学生・生徒の理工系分野への関心・理解を高めるため、本人及び保護者・教師をも対象にした女性研究者等のロールモデルをはじめとした各種情報の提供（内閣府）
- 科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流機会の提供や実験教室、出前授業の実施等、女子中高生の理系進路選択の支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を実施（文部科学省）

【主な政策効果】

- 女性研究者の採用割合（自然科学系）（文部科学省）
 - 計画策定時（平成 20 年） 23.1%
 - 最新値（平成 24 年） 25.4%
- 研究者（大学等）に占める女性の割合（総務省）
 - 計画策定時（平成 21 年） 23.3%
 - 最新値（平成 26 年） 25.4%
- 理工系の学部生に占める女性の割合（文部科学省）
 - 計画策定時（平成 21 年） 理学 25.7%、工学 10.7%
 - 農学 40.1%、医学・歯学 33.2%
 - 最新値（平成 26 年） 理学 26.4%、工学 12.9%
 - 農学 44.3%、医学・歯学 34.0%
- 各組織における女性研究者の割合（文部科学省、厚生労働省、経済産業省、関係府省）
 - 計画策定時（平成 21 年） 企業等・非営利団体 7.2%
 - 公的機関 14.0%
 - 大学等 23.3%
 - 最新値（平成 26 年） 企業等・非営利団体 8.2%
 - 公的機関 16.2%
 - 大学等 25.4%

<評価と問題点>

- 企業の研究開発採用者が多い業種は、比較的理学・工学分野の研究者を多く採用するが、同分野を専攻する女子学生が少ないため、企業における女性研究者の割合が低い原因のひとつとなっている。
- 女性研究者のロールモデルが少ないため、若手の女性研究者や研究者を目指す女子学生が将来のキャリアパスを描きにくい。
- 女子学生が理工系分野に進学しない理由のひとつに、「理工系出身者には研究の道しかない」、「男性中心の学問・仕事である」、「研究室に寝泊まりしなければならない」など、理工系分野の仕事に対する先入観や固定的な性別役割分担意識がある。また、出産・育児等により退職した場合、再就職が困難であることを保護者や教員から刷り込まれている場合もあり、女子学生だけではなく保護者や教員に正しい情報を伝える必要がある。
- 研究活動と出産・育児等の両立が困難等の理由で、意欲と能力のある女性研究者が研究活動を中断せざるを得ないケースが少なくない。個々の女性研究者の実情に応じて柔軟に研究活動を継続できる、研究を中断する場合もその影響を最小限に抑え円滑な研究復帰を果たせる両立環境の整備が求められる。
- 大学、研究機関、学術団体、企業等における意識改革が不十分であったため、男性を優先的に登用するなどの慣例が残存しており、研究者として活躍できる場に女性が登用される機会が不十分である。
- 教授職や研究開発を管理する女性研究者など女性リーダーの割合が低い。

6 生涯を通じた女性の健康支援

(旧第3分野：男性、子どもにとっての男女共同参画)

(旧第10分野：生涯を通じた女性の健康支援)

<主な施策・効果>

【計画期間中に実施した主な施策】

(生涯を通じた健康の保持増進)

- 国民健康づくり運動を推進する「健康日本21（第2次、平成25年度～）」の展開（厚生労働省）
- 「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」の実施（厚生労働省）

(妊娠・出産等に関する健康支援)

- 妊婦健診に対する支援の恒常化（平成25年度～）（厚生労働省）
- 「健やか親子21（～平成26年）」の最終評価と第2次計画策定に向けた検討（厚生労働省）
- 不妊専門相談センターの整備の推進、不妊に悩む方への特定治療支援事業の対象年齢の見直し（厚生労働省）
- 児童生徒の発達段階を踏まえた学校における性に関する指導（人工妊娠中絶の心身への影響、エイズ教育を含む）、指導者を対象とした研修会の実施（文部科学省）

(医療分野における女性の参画拡大)

- 病院内保育所の整備による女性医師等の離職防止、女性医師バンク、ナースセンターによる復職支援（厚生労働省）

(スポーツにおける女性の活躍推進)

- 女性アスリートの戦略的強化に向けた調査研究、女性アスリートの育成、女性特有の課題に対応した医・科学サポートの実施（文部科学省）

【主な政策効果】

- 健康寿命（厚生労働省）
 - 計画策定時（平成19年度）男性：70歳、女性：73歳
 - 最新値（平成25年度）男性：71歳、女性：74歳
- 生活習慣病（悪性新生物，心疾患，脳血管疾患）による死亡数の死亡数全体に対する比率（厚生労働省）
 - 計画策定時（平成21年）男性：58%、女性：56%
 - 最新値（平成26年概数）男性：55%、女性：51%

- 人工妊娠中絶件数（厚生労働省）
 - 計画策定時（平成 22 年度）212,694 件
 - 最新値（平成 25 年度）186,253 件
- ※ 10 代の人工妊娠中絶実施件数
 - 計画策定時（平成 22 年度）20,357 件→ 最新値（平成 25 年度）19,359 件
- ※ 平成 22 年度は、東日本大震災の影響により、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない
- 不妊治療を受ける際に患者が専門家のカウンセリングが受けられる割合（厚生労働省）
 - ① 不妊カウンセラー
 - 計画策定時（平成 21 年度）専従 15.3%、兼任 47.4%
 - 最新値（平成 24 年度）57.2%、（専従 26.6%）
 - ② 不妊コーディネーター
 - 計画策定時（平成 21 年度）専従 11.8%、兼任 47.5%
 - 最新値（平成 24 年度）45.1%（専従 23.0%）
- 子宮頸がん検診、乳がん検診受診率（過去 2 年間。ただし、平成 19 年は過去 1 年間）（厚生労働省）
 - 計画策定時（平成 19 年度）子宮がん：24.5%、乳がん：24.7%
 - 最新値（平成 25 年度）子宮頸がん：42.1%、乳がん：43.4%
- 就業女性医師数（厚生労働省）
 - 計画策定時（平成 20 年）49,113 人
 - 最新値（平成 24 年）56,689 人
- オリンピック競技大会における我が国の女性アスリートのメダル獲得数（文部科学省）
 - ・夏季大会（2008 年北京/12 個 → 2012 年ロンドン/17 個）
 - ・冬季大会（2010 年バンクーバー/2 個 → 2014 年ソチ/2 個）

<評価と問題点>

- 我が国の健康増進対策は、主に疾患を基本とするアプローチで進められ、女性の生涯にわたる健康という視点からの支援策については、必ずしも十分ではなかった。男女の性差を踏まえ、我が国の女性の人生各期の身体特性に応じた包括的な健康増進対策が求められている。
- 医療機関、保健所、児童相談所、民間支援機関等の各機関が、それぞれに妊娠・出産・子育てに係るサポートを実施しているが、安心して子供を産み育てるためには、身近な地域において切れ目のない包括的な支援体制を構築する必要がある。女性のライフスタイルの変化に対応し、職場や地域における産前・産後の活動環境の整備にも注力していく必要がある。
- 人工妊娠中絶の実施率は、20 歳未満も含め総じて減少しているが、年代別に見ると、例えば、平成 20 年度以降、15 歳、16 歳の若年女性の実施率が横ばいとなっているなどの課題もある。各年代層の特性を踏まえ、性に関する正しい知識の普及と避妊方法等の適切な予防行動の習得が求められている。

- 就業女性医師数、就業助産師数、周産期医療に関わる女性医師の職場復帰人数ともに目標値を達成しているが、医療現場では更なる女性の力が求められており、女性医師等の妊娠・出産等によるキャリア中断の防止と併せて、その復職を促す必要がある。
- 誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会に実現に向けた取組を推進してきたが、今後は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、女性アスリート特有の課題に対応した競技環境の改善についても注力していく必要がある。

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(旧第3分野：男性、子どもにとっての男女共同参画)

(旧第9分野：女性に対するあらゆる暴力の根絶)

<主な施策・効果>

【計画期間中に実施した主な施策】

(女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり)

- 平成13年から毎年、11月12日から25日までの間「女性に対する暴力をなくす運動」を実施。(内閣府)
- 若年層における女性に対する暴力の予防啓発教材として『人と人とのよりよい関係をつくるために～交際相手とのすてきな関係をつくっていくには～』を作成し、予防啓発教育・学習に関する情報提供や助言を実施。(内閣府)
- 電話を掛けた者が希望する地域の相談窓口の電話番号を自動音声で答える「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ：24時間・365日対応）」を運営。(内閣府)
- ストーカー事案や配偶者からの暴力事案の被害者等が相談に訪れた際、事案の危険性や被害の届出及び警察の執り得る措置を図示しながら分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」を実施。(警察庁)
- 平成24年度に少年院における矯正教育プログラム（性非行）を開発し、平成25年度に集中的・専門的な指導を行う重点指導施設を定めて実施、平成26年度以降は各少年院における指導体制充実強化のため、指導職員の育成等を実施。(法務省)
- 平成25年度に「性犯罪被害者支援に関する調査研究」を実施し、平成26年6月に報告書を公表。(内閣府)
- 平成23年度に「男女間における暴力に関する調査」を実施し、平成24年4月に報告書を公表。(内閣府)

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進)

- 平成25年6月に配偶者暴力防止法が改正されたことを踏まえ、基本方針を一部改正。(内閣府、法務省、厚生労働省、警察庁)
- 支援センター長や支援センターの相談員及び支援センターと現に連携している民間団体の相談員等を対象とした研修（女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業）を実施。(内閣府)
- 「配偶者からの暴力 相談の手引」、「配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書発行の手引」、「配偶者からの暴力被害者の自立支援スタートアップマニュアル」を作成。(内閣府)
- ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の危険性の判定を行う「危険性判断チ

エック票」等を導入。(警察庁)

(性犯罪への対策の推進)

- 平成 24 年 7 月に、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会が『女性に対する暴力』を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～』を取りまとめ。(内閣府)
- 平成 26 年度から「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」を実施し、地方公共団体における性犯罪被害者等の総合支援に関する取組を支援。(内閣府)
- 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設・運営の手引～地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために～」を作成。(内閣府)
- 平成 22 年性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的として、性犯罪被害を受けた被害者が心身の治療、民間支援員等による支援、警察官による事情聴取等を一か所で受けられる「ワンストップ支援センター」をモデル事業として開設。(警察庁)

(子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進)

- 毎年 11 月、児童虐待防止推進月間を実施し、広報ポスター等を地方公共団体等に配布することにより、性的虐待を含む児童虐待について広報・啓発を実施。(厚生労働省)
- 犯罪対策閣僚会議において、「第二次児童ポルノ排除総合対策」(平成 25 年 5 月 28 日決定)を策定。(内閣府)
- 平成 26 年 6 月 15 日、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が一部改正され、法律名が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に変更され、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設。(法務省)
- 平成 24 年度から年 2 回、事業者によるインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況の調査を実施。(経済産業省)

(売買春への対策の推進)

- 人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、啓発活動を実施。(法務省)
- 毎年 11 月に行われている、「女性に対する暴力をなくす運動」において、売買春を含む女性に対する暴力を根絶するため、ポスターやリーフレットを作成・配布するとともに、内閣府ホームページに掲載。(内閣府)

(人身取引対策の推進)

- 人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとし

て掲げ、啓発活動を実施。(法務省)

- 毎年6月、「不法就労外国人対策キャンペーン月間」を実施し、不法就労防止のための啓発活動を関係省庁、関係団体と連携し実施。(入国管理局)

(セクシュアルハラスメント防止対策の推進)

- 事業主のセクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の措置義務を徹底するため、男女雇用機会均等法及びセクハラ指針の内容について、平成25年12月の改正内容を含め、周知・啓発を実施。(厚生労働省)
- 毎年12月4日～10日を「国家公務員セクシュアルハラスメント防止週間」と定め、シンポジウムや講演会等を開催。(人事院)

(メディアにおける性・暴力表現への対応)

- 図書館・公民館等公共施設をフィールドとして、自分でインターネット等各種メディアのリテラシーを向上させる学習コンテンツ、利用環境の検証を実施。(総務省)
- インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護等に対して周知するため、有識者によるネットモラルキャラバン隊を結成。(文部科学省)

【主な政策効果】

- 夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合(内閣府)
 - 計画策定時(平成21年) 「平手で打つ」58.4%
「なぐるふりをして、おどす」52.5%
 - 最新値(平成27年3月)「平手で打つ」59.6%
「なぐるふりをして、おどす」52.3%
- 配偶者暴力防止法の認知度(内閣府)
 - 計画策定時(平成21年)76.1%
 - 最新値(平成27年3月)81.1%
- 配偶者からの暴力相談窓口の周知度(内閣府)
 - 計画策定時(平成21年)29%
 - 最新値(平成27年3月)32.4%
- 市町村における配偶者暴力相談支援センターの数(内閣府)
 - 計画策定時(平成22年)21か所
 - 最新値(平成27年3月)74か所
- 性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センターの数(内閣府)
 - 計画策定時(平成22年)22都道府県
 - 最新値(平成26年12月)20都道府県

<評価と問題点>

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進)

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（「配偶者暴力防止法」（平成 26 年 1 月施行）の改正により「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」についても同法が準用されたことを踏まえて、とりわけ、交際相手からの暴力（デートDV）について、運用状況のフォローアップや今後の取組の検討が必要。
- ストーカーについては、現在、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」の中の一項目となっているが、ストーカー行為等の規制等に関する法律（「ストーカー規制法」）の改正（平成 25 年 10 月全面施行）や、「ストーカー総合対策」（平成 27 年 3 月 20 日ストーカー総合対策関係省庁会議）の策定等、近年の新たな取組を踏まえて、新たな重要項目として検討を進めることが必要。

(性犯罪への対策の推進)

- 性犯罪の罰則の在り方について、「性犯罪の罰則に関する検討会」（法務省）において検討中であり、その検討結果を踏まえた必要な措置の実施が必要。
- ワンストップ支援センターの設置を始めとする、性犯罪被害者の総合支援の進捗を踏まえた取組の検討が必要。

(子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進)

- LINEやFacebookなどのSNSを通じた、とりわけ若年層を対象とする暴力の社会問題化、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（「リベンジポルノ法」（平成 26 年 12 月全面施行））の成立を踏まえた検討が必要。

(メディアにおける性・暴力表現への対応)

- 改正された児童ポルノ法（平成 26 年 7 月施行 注）において、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持した者に対する処罰等が規定されたことなどを踏まえた取組の検討が必要。

注) 児童ポルノの所持等を処罰する改正法第 7 条 1 項については、施行日から 1 年間適用されない。

(その他)

- 加害者更生についての社会的関心の高まりを踏まえた取組の検討が必要。

8 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

(旧第3分野：男性、子どもにとっての男女共同参画)

(旧第7分野：貧困などの生活上の困難に直面する男女への支援)

(旧第8分野：高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備)

<主な施策・効果>

【計画期間中に実施した主な施策】

(セーフティネットの機能の強化)

- 働き方に中立的な社会保障制度については、社会保障審議会年金部会等において検討中（厚生労働省）
- 公共職業能力開発施設において公共職業訓練を実施するとともに、雇用保険を受給できない求職者に対し求職者支援制度を実施（厚生労働省）
- 「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」を実施（厚生労働省）

(安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題)

- 「子ども・若者ビジョン」に盛り込まれた、世代を超えた貧困の連鎖の防止等の施策についてのフォローアップを実施。また、「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定。さらに、同大綱に基づき、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開していくため、関係各界からの発起人が一堂に会す子供の未来応援国民運動発起人集会を開催し、趣意書を採択（内閣府）
- 平成23年の民法の一部改正により、離婚の際の協議事項として養育費の分担を明示。さらに、同改正の趣旨を周知するため、離婚届書の様式に養育費の分担の取決めの有無のチェック欄を追加し、平成24年4月から使用を開始（法務省）
- 家庭の経済状況によって子供の進学機会や学力・意欲の差が生じないように、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度等の実施など、教育費の負担軽減を実施（文部科学省）
- 母子家庭の母等について、保育所の優先入所、日常生活支援事業等の子育て・生活支援策を実施（厚生労働省）
- 養育費相談センターの設置等、養育費の確保対策を実施（厚生労働省）
- 児童扶養手当法の一部改正により、児童扶養手当の支給対象を父子家庭の父にも拡大（厚生労働省）
- 母子家庭、父子家庭を含む、特に住宅困窮度が高い者への公営住宅における優先入居の取扱いについて、事業主体宛て通知を发出（国土交通省）

(男女の自立に向けた力を高める取組)

- 少年や保護者等からの相談に対し、フリーダイヤルでの電話相談や電子メールによる相談の受付等、相談しやすい環境を整備。また、配偶者による暴力事案等においては、配偶者暴力相談支援センター等と連携（警察庁）
- 少年鑑別所法の成立により、「非行及び犯罪の防止に関する援助」を少年鑑別所の本来業務に位置付け（法務省）
- 「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権110番」などフリーダイヤルでの専用相談電話やインターネット相談を実施。また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合には、速やかに調査救済手続に移行（法務省）
- キャリア教育を推進するとともに、困難な状況に置かれた児童生徒等の相談に適切に対応できるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進（文部科学省）
- 「地域若者サポートステーション」を設置し、ニート等の若者の就業を推進。また、精神保健福祉センター、保健所、ひきこもり地域支援センター等において、ひきこもりの相談等を実施（厚生労働省）
- 母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供等を実施（国土交通省）

（高齢者が安心して暮らせる環境の整備）

- 高齢社会対策大綱に沿って、「高齢社会フォーラム」や「社会参加活動事例紹介」など、高齢者の社会参加を促進するための事業を実施（内閣府）
- 「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、関係団体の連携を促進。また、「消費者安全確保地域協議会」が設置できるよう消費者安全法の一部を改正（消費者庁）
- バリアフリー対応型信号機や視認性に優れた道路標識等の交通安全施設等の整備を推進（警察庁）
- 高齢者・障害者の利用しやすい機器等の開発支援のための助成を実施。また、高齢者・視聴覚障害者に対する情報アクセス機会の均等化の実現のため、字幕番組・解説番組等の制作費の助成を実施（総務省）
- 成年後見制度の概要及び手続方法等について、パンフレットやホームページなどにより普及啓発を実施（法務省）
- 「長寿社会における生涯学習政策フォーラム」を開催。また、総合型地域スポーツクラブなど子供から高齢者まで誰もがスポーツに親しむことができる環境の整備を推進（文部科学省）
- 65歳までの希望者全員の雇用が確保されるよう、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正。また、同法が着実に実施されるよう事業主に対する指導・支援を実施（厚生労働省）
- 「地域包括ケアシステム」を構築するため、介護保険法等の一部を改正（厚生労働省）
- 福祉用具法に基づき、民間による福祉機器の実用化のための研究開発を促進（経済産業省）

- サービス付き高齢者住宅の整備等に対する支援を実施（国土交通省）

（障害者が安心して暮らせる環境の整備）

- 平成 25 年 9 月に策定した「障害者基本計画（第 3 次）」において、女性である障害者に留意した支援の必要性等について記載。また、平成 26 年 1 月、「障害者の権利に関する条約」を批准（内閣府）
- バリアフリー対応型信号機や視認性に優れた道路標識等の交通安全施設等の整備を推進（警察庁）
- 高齢者・障害者の利用しやすい機器等の開発支援のための助成を実施。また、高齢者・視聴覚障害者に対する情報アクセス機会の均等化の実現のため、字幕番組・解説番組等の制作費の助成を実施（総務省）
- 発達障害を含めた障害のある児童生徒等に対し、早期からの教育相談・支援体制の構築など、一貫した支援を推進。また、特別支援学校高等部等において職業教育に係る取組を推進（文部科学省）
- 「障害者自立支援法」の題名を「障害者総合支援法」に改めるとともに、障害者の範囲に難病患者等を加えること等を内容とする法律が、平成 24 年 6 月に成立。精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正法が、平成 25 年 6 月に成立（厚生労働省）
- バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成 32 年度末までの整備目標を定め、バリアフリー化を推進（国土交通省）
- 福祉用具法に基づき、民間による福祉機器の実用化のための研究開発を促進（経済産業省）

（外国人が安心して暮らせる環境の整備）

- 「人身取引対策行動計画 2009」に基づき、取締りを徹底するとともに、関係機関と連携して帰国支援等を実施（警察庁）
- 人身取引等の被害者である外国人に対し、関係機関と連携し適切な保護措置を講ずるとともに、被害者の立場を考慮し在留期間の更新等や在留特別許可などを実施（法務省）
- 英語や中国語の通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設（法務省）
- 各都道府県からの申請に応じて日本語指導等を行う教員定数の追加措置を実施しているほか、学校教育法施行規則を一部改正し、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」を編成・実施できるよう制度を整備（文部科学省）
- 広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるために、国際理解教育を推進（文部科学省）
- 我が国に居住する外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送ることができるよう、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を実施（文部科学省）
- 外国人の就労支援・安定雇用確保に取り組むとともに、就労実態を的確に把握するため外国人雇用状況届出制度の厳格な履行、及び就労の適正化を推進（厚生労働省）
- 居住支援協議会による住宅の情報提供や相談体制の活動に対して支援を実施（国

土交通省)

(女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応)

- 「女性の人権ホットライン」等の専用相談電話やインターネット相談を実施。人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合には、速やかに調査救済手続に移行。また、各種の啓発活動を実施（法務省）
- 学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育を推進。また、社会教育において、地域における人権教育の取組を支援（文部科学省）

【主な政策効果】

(セーフティネットの機能の強化)

- 求職者支援訓練受講者の男女比（平成 23 年 10 月～27 年 3 月開講コース）（厚生労働省）

	男 性 (割 合)	女 性 (割 合)
基礎コース	22,307 人 28.0%	57,288 人 72.0%
実践コース	69,388 人 34.8%	130,254 人 65.2%

(安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題)

- 養育費相談支援センターで受けつけた養育費等に関する相談延べ件数（厚生労働省）

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
8,519 件	6,729 件	8,199 件	7,973 件

(男女の自立に向けた力を高める取組)

- 少年相談の受理件数（警察庁）

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
74,850 件	67,391 件	66,113 件	65,125 件

- 配偶者からの暴力事案等における関係機関への連絡件数（警察庁）

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
4,880 件	5,714 件	5,949 件	6,017 件	6,302 件

○ 人権相談件数及び人権侵犯事件処理件数（法務省）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
人権相談件数（全体）	280,977	266,665	266,489	256,447
「子どもの人権 110 番」における相談件数	27,710	25,914	28,384	28,847
「女性の人権ホットライン」における相談件数	23,289	22,008	21,720	21,119
児童・生徒から送付された「子どもの人権 SOS ミニレター」の通数	22,593	22,329	20,144	18,272
社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数	650	513	606	671
インターネットによる相談件数	5,044	5,500	7,384	8,776
人権侵犯事件の処理件数	21,500	22,072	22,694	22,172

（高齢者が安心して暮らせる環境の整備）（障害者が安心して暮らせる環境の整備）

○ バリアフリー対応型信号機や視認性に優れた道路標識等の交通安全施設等（警察庁）

主要な生活関連経路上の横断箇所数	バリアフリー化済み横断箇所数					バリアフリー化率（平成 26 年度末）
	信号機あり				信号機なし	
	音響機能付加	横断時間確保	経過時間表示	歩車分離式	標識・標示の高輝度化	
22,934	10,406	4,099	225	246	7,548	98.2%

○ 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定めた目標等（国土交通省）

		現状※1 (H25年度末)	H32年度末までの 目標	
鉄軌道	鉄軌道駅	83.3%	100%	
	鉄軌道車両	59.5%	約70%	
バス	バスターミナル	82.0%	100%	
	乗合バス車両	ノンステップバス	43.9%	約70%
		リフト付きバス等	3.9%	約25%
船舶	旅客船ターミナル	87.5%	100%	
	旅客船	28.6%	約50%	
航空	航空旅客ターミナル	84.8%	100%	
	航空機	92.8%	100%	
タクシー	福祉タクシー車両	13,978	約28,000台	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	83%	100%	
都市公園	移動等円滑化園路	48.7%	約60%	
	駐車場	44.4%	約60%	
	便所	33.8%	約40%	
路外駐車場	特定路外駐車場	53.5%	約70%	
建築物	床面積2000㎡以上の特別特定建築物の床面積の総ストック	53.6%	約60%	

※1 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

(外国人が安心して暮らせる環境の整備)

○ 人身取引事犯の検挙状況等（警察庁）

平成 26 年 検挙件数：32 件 検挙人員：33 名 被害者数：24 名
 平成 25 年 検挙件数：25 件 検挙人員：37 名 被害者数：17 名
 平成 24 年 検挙件数：44 件 検挙人員：54 名 被害者数：27 名
 平成 23 年 検挙件数：25 件 検挙人員：33 名 被害者数：25 名

○ 外国人に対する差別待遇に関する人権相談件数（法務省）

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
331	359	400	398

○ 外国人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件数（開始件数）（法務省）

平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
80	69	96	69

(女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応)

- 差別待遇に関する人権相談件数(上段), 人権侵犯事件数(開始件数, 下段)(法務省)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
女性	376 33	482 54	452 38	409 34
障害者	1,251 201	1,615 214	1,551 259	1,641 217
同和問題	392 150	444 137	414 110	386 85
アイヌの人々	4 0	10 0	4 1	6 0

<評価と問題点>

- 養育費の取決めについて、離婚の際にできるだけ公正証書又は調停調書を作成するよう促していく必要がある。
- ひとり親家庭の住居の問題について、優先入居以外の点についても支援する必要がある。
- ひとり親家庭の子供に対し、学習支援や相談支援などの各種サポートを講じていく必要がある。
- 高齢女性の貧困対策について、低年金・無年金の発生防止などに取り組んでいく必要がある。
- 性的指向を理由とする偏見、困難等の解消のため、人権教育を推進する必要がある。

9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

(旧第2分野：男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革)

(旧第4分野：雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保)

(旧第5分野：男女の仕事と生活の調和)

<主な施策・効果>

【計画期間中に実施した主な施策】

(男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し)

ア 男女の社会における活動の選択に対し中立的な社会制度・慣行の実現

- 男女共同参画会議監視専門調査会において意見を取りまとめの上、男女共同参画会議に報告（内閣府）
- 「家族の法制に関する世論調査」の結果をホームページに掲載するなどして国民の間での議論が深まるように取組（法務省）
- 働き方の選択に対して中立的な税制の検討について、政府税制調査会において議論（財務省、総務省）
- 年金機能強化法において、短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大や産休期間中の厚生年金保険料・健康保険料の免除等について規定（厚生労働省）
- 働き方に中立的な社会保障制度について、社会保障審議会年金部会等において議論（厚生労働省）

イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

- 子ども・子育て関連3法の成立（平成24年8月）及びこれに基づく子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月）（内閣府）
- 「子育て支援連携事業」全国会議の開催（平成26年2月）（内閣府）
- 「企業参加型子育て支援サービスに関する調査研究」の実施（平成23年度）（内閣府）
- 幼稚園就園奨励事業による第3子以降の無償化等、保護者負担の軽減措置（文部科学省）
- 「放課後子ども総合プラン」の策定（平成26年7月）（厚生労働省・文部科学省）
- 「保育士確保プラン」の策定（平成27年1月）（厚生労働省）
- 児童手当法の改正による新たな児童手当制度の施行（平成24年4月）（内閣府）
- 「待機児童解消加速化プラン」の策定（平成25年4月）（厚生労働省）
- 介護保険法の改正（平成23年成立）による、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを創設する等、介護保険サービス全般の充実（厚生労働省）

省)

- 介護保険法の改正（平成 26 年成立）による、認知症施策の推進や生活支援の充実など地域支援事業の充実、低所得者の 1 号保険料の軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行等の実施（厚生労働省）
- 介護報酬の改定（平成 24 年度）による家族介護者への支援の観点からの見直しの実施（厚生労働省）
- 育児休業開始後 6 か月間における育児休業給付を引き上げる雇用保険法の改正（平成 26 年 3 月成立）（厚生労働省）
- 次世代育成支援対策推進法の改正（平成 26 年 4 月）による有効期限の 10 年延長及び新たな認定制度の創設、並びに認定企業に対する税制上の措置の実施（厚生労働省）

(男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実)

- 法令や条約などの情報を、広報誌、メールマガジン及びホームページなどにおいて掲載。また、行政相談委員及び人権擁護委員を対象とした「苦情処理研修」や地方公共団体職員を対象とした「基礎研修」において、男女共同参画について説明（内閣府）
- 行政相談では、男女共同参画に関する施策についての苦情を含め多様な相談を受付。また、行政相談委員の一部を男女共同参画担当委員として指名し、内閣府主催の「苦情処理研修」に参加（総務省）
- 啓発冊子等により、人権擁護機関による調査救済制度等を周知。「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権 110 番」など専用相談電話やインターネット相談を実施。人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合には、速やかに調査救済手続に移行。また、相談に当たる人権擁護委員に対し、「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施（法務省）
- 英語や中国語等の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を全国 8 か所の法務局・地方法務局に開設（法務省）
- 学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育推進の一環として、「人権教育研究推進事業」、「人権教育の指導方法の在り方等に関する調査研究」等を実施（文部科学省）
- 社会教育において、「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」等の生涯にわたる学習活動を通じて、人権尊重の精神を基本に置いた様々な事業を展開し、地域における人権教育の取組を支援（文部科学省）
- 民生委員、児童委員に対する研修の充実を図るため、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金により自治体を支援（厚生労働省）

(男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供)

- 国及び地方公共団体における男女共同参画に関する施策についての苦情内容及び人権侵害事案の処理状況等について取りまとめ、定期的に男女共同参画会議監視専門調査会に報告（内閣府）

- 「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 24 年）及び「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成 26 年）を実施（内閣府）
- 平成 23 年社会生活基本調査において、男女の育児・介護等の時間を把握（総務省）

【主な政策効果】

ア 男女の社会における活動の選択に対し中立的な社会制度・慣行の実現

- 世論調査結果（内閣府）
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（％）

	平成 24 年		平成 26 年	
	賛成	反対	賛成	反対
全体	51.6	45.1	44.6	49.4
男性	55.2	41.0	46.5	46.5
女性	48.4	48.8	43.2	51.7

- 男女共同参画に関する施策についての苦情処理件数（総務省）（件）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
件数	284	285	286

- 人権相談件数及び人権侵犯事件処理件数（法務省）（件）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
人権相談件数（全体）	280,977	266,665	266,489	256,447
「子どもの人権 110 番」における相談件数	27,710	25,914	28,384	28,847
「女性の人権ホットライン」における相談件数	23,289	22,008	21,720	21,119
児童・生徒から送付された「子どもの人権 SOS ミニレター」の通数	22,593	22,329	20,144	18,272
社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数	650	513	606	671
インターネットによる相談件数	5,044	5,500	7,384	8,776
人権侵犯事件の処理件数	21,500	22,072	22,694	22,172

イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

- 子育て支援に関する社会基盤の整備
 - ・ 保育サービス利用割合（厚生労働省）（％）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
保育サービス (※1)	29.5	31.0	33.0	33.9	35.1
放課後児童クラブ (※2)	21.2	22.0	22.9	24.0	25.3

※1 1, 2 歳児の保育所利用児童数の人口比

※2 小学 1~3 年生の放課後児童クラブ登録児童数の就学児童数に対する割合

○ 放課後子供教室等 (か所)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
放課後子供教室	9,733	10,098	10,376	11,991
地域子育て支援拠点	5,722	5,968	6,233	6,538
ファミリー・サポート・センター	669	669	738	774

○ 介護に関する社会基盤の整備

- ・ 介護サービス受給者数 (厚生労働省) (万人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受給者数	411	432	456	477

※1 各年度とも 5 月審査分から 4 月審査分の平均

※2 介護予防サービスを含む。

※3 居宅サービス、居宅介護支援、地域密着型サービス、施設サービス間の重複利用がある。

○ 育児・介護休業法

- ・ 育児休業取得率 (厚生労働省) (%)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
男性	1.38	2.63	1.89	2.03	2.30
女性	83.7	87.8	83.6	83.0	86.6

○ 次世代育成支援対策推進法

- ・ 次世代認定マーク (くるみん) 取得企業数 (社) (厚生労働省)

	平成 22 年 3 月末	平成 23 年 3 月末	平成 24 年 3 月末	平成 25 年 3 月末	平成 26 年 3 月末
企業数	845	1,015	1,219	1,471	1,818

<評価と問題点>

ア 男女の社会における活動の選択に対し中立的な社会制度・慣行の実現

- 選択的夫婦別氏制度については、国民の間で一定の議論が行われたが、通称使用の現状等を含め何らかの形で検討していく必要がある。
- 配偶者控除と第 3 号被保険者の問題については、政府税制調査会や社会保障審議会年金部会等においてそれぞれ議論が行われている。いわゆる「収入の壁」等によ

り女性の就労が大きく影響されていることを認識する必要がある。

○ 納税額に占める男女の割合の実態について、しっかり分析する必要がある。

イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

- 早期に待機児童を解消するとともに、「小1の壁」問題の解決を図る必要がある。
- 地域の実情に応じた認定こども園の普及や、放課後児童クラブにおける終了時刻の延長や指導者の待遇改善などを含め、子育て支援策を着実に進める必要がある。
- 地域の実情に応じて高齢者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防等の支援が包括的に確保される体制を構築する必要がある。
- 育児・介護休業法の改正（平成21年）後における仕事と家庭の両立支援をめぐる状況を把握し、仕事と家庭の両立を容易にするための更なる方策を検討する必要がある。

10 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

(旧第2分野：男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革)

(旧第3分野：男性、子どもにとっての男女共同参画)

(旧第11分野：男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実)

(旧第13分野：メディアにおける男女共同参画の推進)

(旧第14分野：地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進)

<主な施策・効果>

【計画期間中に実施した主な施策】

(国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開)

- 男女共同参画週間に合わせたテーマの設定、キャッチフレーズ、ポスター等による広報活動の展開（内閣府）
- 男女共同参画推進連携会議や地域版連携会議、「聞く会」を通じての広報啓発（内閣府）
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施（内閣府、関係府省庁）
- 「人権週間」にて啓発活動を実施（法務省）
- 学校教育において児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育を行うと共に社会教育において生涯学習活動を通じての教育を展開（文部科学省）
- 各省ウェブサイトでの広報、啓発活動（内閣府、文部科学省等）
- 「輝く女性応援会議」の実施（内閣府）

(男女平等を推進する教育・学習)

- 初任者研修や10年経験者研修等各都道府県が実施する研修において、人権教育、や男女共同参画に係る内容を取り扱うことを通じた、学校教育関係者に対する意識啓発（文部科学省）
- 独立行政法人国立女性教育会館において、高等教育機関における男女共同参画が推進されるよう、大学の教職員を対象に、大学における男女共同参画推進に係る研修を実施。また、国立大学や県の私立短期大学協会と連携し、単位認定授業として、学生を対象としたキャリア教育事業を実施（文部科学省）

(多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実)

- 高等学校関係者を対象にキャリア教育の意義や重要性について理解を深めるための「キャリア教育推進アシストキャラバン」の全国での開催や、「学校側が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」をそれぞれ書き込むことができる機能をもつポータルサイトの運営（文部科学省）
- 企業による出前授業などの教育活動支援、職場体験・インターンシップ受け入れ先の開拓やマッチングを行う、地域において学校のキャリア教育を支援する組織の整備を促進する「地域キャリア教育支援協議会設置促進事業」を開始（平成 25 年度～）（文部科学省）
- 男女ともに多様な選択が可能となるよう男女共同参画の視点に立ったキャリア形成支援を推進するため、高校の進路指導等で活用できるブックレットを作成（文部科学省）
- ライフプランニング支援の促進について、女性が長期的な視点で自らの人生設計（ライフプランニング）を行い、能力を発揮しつつ、主体的に生き方を選択することを支援するため、ホームページ上で情報を提供。（文部科学省）
- 男女共同参画の視点を持ち地域づくりに参画できる女性人材の育成を支援するため学習プログラムを収集、発信（文部科学省）
- 女性の学習グループの支援について、教育委員会や女性関連施設等が行う女性教育・男女共同参画に関する研修を奨励し、学習活動の企画・運営への女性の参画を促進（文部科学省）

（学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大）

- 各種会議を始め様々な機会を捉えて、都道府県教育委員会等に対して、女性校長、教頭への積極的な登用を働きかけ（文部科学省）
- 高等教育機関に対しては、各種会議を始め様々な機会を捉えて、第 3 次基本計画を周知するとともに、国公立大学及び高等専門学校における教授等における女性の登用に関する事例等を紹介することにより、高等教育機関における取組を促進（文部科学省）

（女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等）

- メディアの役割に関するシンポジウムの開催、「共同参画」でのメディア業界トップインタビューの実施（内閣府）
- 女子差別撤廃条約を紹介する DVD を HP 上で公開（内閣府）
- 青少年育成条例 HP を整備して有害図書等に関する都道府県の取組を支援（内閣府）
- 警察庁少年課に ICPO「国際児童ポルノデータベース」端末を整備するほか、インターネット・ホットラインセンター（IHC）を通じて違法情報・有害情報に対処（警察庁）
- インターネットに関するガイドライン、プロバイダ責任制限法、相談センター等の設置（総務省）
- 学校、地域においてフィルタリング啓発セミナー及び指導者向けセミナーを実施

(経済産業省)

- 学習指導要領に基づく情報モラル教育の充実を図るため、教員向け動画教材と指導手引書を配布 (文部科学省)

(メディア分野における女性の参画の拡大)

- メディア関連団体に対する要請を実施 (平成 23 年 1 月) (内閣府)

【主な政策効果】

- 「男女共同参画」という用語の周知度 (内閣府)
 - 計画策定時 (平成 21 年) 64.6%
 - 最新値 (平成 24 年) 63.7%
- 「女子差別撤廃条約」という用語の周知度 (内閣府)
 - 計画策定時 (平成 21 年度) 35.1%
 - 最新値 (平成 24 年度) 34.8%
- 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度 (内閣府・男女)
 - 計画策定時 (平成 21 年度) 37.0%
 - 最新値 (平成 24 年度) 41.3%
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合 (内閣府) ※反対とは「反対」及び「どちらかといえば反対」の合計
 - 計画策定時 (平成 21 年) 55.1%
 - 最新値 (平成 26 年) 49.4%
- 6歳未満の子供を持つ夫の家事の行動者率 (週全体) (内閣府)
 - ※妻・夫とも有業 (共働き) の世帯
 - 計画策定時 (平成 18 年) 19.3%
 - 最新値 (平成 23 年) 19.5%
- 6歳未満の子供を持つ夫の育児の行動者率 (週全体) (内閣府)
 - ※妻・夫とも有業 (共働き) の世帯
 - 計画策定時 (平成 18 年) 26.2%
 - 最新値 (平成 23 年) 32.8%
- 初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合 (文部科学省)
 - 計画策定時 (平成 22 年度) 14.7%
 - 最新値 (平成 25 年度) 15%
- 高等教育への進学率 (文部科学省)
 - (学部進学率)
 - 計画策定時 (平成 21 年) 男性 : 55.9%、女性 : 44.2%
 - 最新値 (平成 25 年) 男性 : 54.0%、女性 : 45.6%
 - (大学院進学率)
 - 計画策定時 (平成 21 年) 男性 : 15.5%、女性 : 6.8%
 - 最新値 (平成 25 年) 男性 : 15.0%、女性 : 6.0%

- 大学の教授等に占める女性の割合（文部科学省）
 - 計画策定時（平成 21 年）16.7%
 - 最新値（平成 25 年）18.8%
- コンピュータネットワークを利用したわいせつ事犯検挙数（警察庁）
 - 計画策定時（平成 22 年）218 件
 - 最新値（平成 26 年）850 件
- 夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合（内閣府）
 - 計画策定時（平成 21 年） 「平手で打つ」58.4%
 - 「なぐるふりをして、おどす」52.5%
 - 最新値（平成 27 年 3 月）「平手で打つ」59.6%
 - 「なぐるふりをして、おどす」52.3%
- 配偶者暴力防止法の認知度（内閣府）
 - 計画策定時（平成 21 年）76.1%
 - 最新値（平成 27 年 3 月）81.1%
- 配偶者からの暴力相談窓口の周知度（内閣府）
 - 計画策定時（平成 21 年）29%
 - 最新値（平成 27 年 3 月）32.4%
- 市町村における配偶者暴力相談支援センターの数（内閣府）
 - 計画策定時（平成 22 年）21 か所
 - 最新値（平成 27 年 3 月）74 か所
- 性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センターの数（内閣府）
 - 計画策定時（平成 22 年）22 都道府県
 - 最新値（平成 26 年 12 月）20 都道府県

<評価と問題点>

（広報・啓発活動）

- 男女共同参画への理解が深まり、国民的な広がりを持つよう、幅広い層へ向けて広報・啓発活動を行うことが重要。
- 男女共同参画のメリットを具体的にイメージできるよう伝えるべき。
- 特に男性については、家事や育児を前向きにとらえ、行動するような意識の改革が必要。

（教育・学習）

- 子供の教育においては、固定的な性別役割分担意識の払拭にとどまらず、男女共同参画の実現に向けてどうすべきかを提示することが必要。
- 学校教育や社会教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解することが必要である。

- 近年の経済社会、雇用情勢の変化に伴い、キャリア教育の重要性が高まっている。女性の単身世帯やひとり親世帯の急増、配偶者の雇用不安など女性が自らの生計を維持する必要性が増しつつある。このような中、とりわけ女性は妊娠・出産等のライフイベントの影響を受けやすいため、長期的な視点に立った自らの人生設計（ライフプランニング）を行うなど、女性のライフイベントを意識したキャリア教育が必要である。
- 高等学校等の進学率は女子の方が若干高い傾向が見られるが、大学（学部）進学率は男子に比べ女子が10ポイント近く低い傾向にあり、大学院の進学率では更に男女差が拡大している。我が国の女性の高等教育在学率は、他の先進国と比較すると、低水準となっている。このような状況を踏まえ、固定的な性別による考え方にとらわれることなく、能力・適性・進路希望等に応じた進路指導を行うなど、男女の進学率の格差の改善に努める必要がある。
- 初等中等教育機関における女性管理職の割合は依然として低い状況にある。学校教育機関においても女性の活躍が求められることから、なお一層の取組が必要である。その際、管理職になると、より多忙を極め仕事と家庭の両立が図られなくなるため希望しないという女性教員が少なくないという現状を踏まえ、学校の組織体制の見直しに留意する必要がある。

(女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等)

- メディア業界が自主的に行っている取組を政府も支援することは有意義。
- 国民が適切に情報の収集、判断、発信を行うことができるようメディアリテラシーの向上を図ることが必要。

(メディア関係業界における男女共同参画の推進)

- メディア業界も女性活躍推進法（P。第189国会に提案中。可決・成立した場合）の対象。女性の参画を進めるための取組を積極的に行うことが必要。

11 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

(旧第 14 分野：地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進)

<主な施策・効果>

【計画期間中に実施した主な施策】

(防災分野における女性の参画の拡大)

- 平成 24 年 6 月に災害対策基本法を改正し、地方防災会議の委員として、充て職となっている関係機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加し、多様な主体の参画を拡大（内閣府、総務省）
- 消防職員、警察官、自衛官等について、これまで女性を配置していなかったポストに女性を登用するなど、女性の採用・登用を拡大（総務省、警察庁、防衛省）
- 女性消防団員のいない市町村に対して積極的な取組を求めるとともに、様々な媒体を通じて消防団への女性の参加を呼びかけ（総務省）

(防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入)

- 東日本大震災復興基本法（平成 23 年 6 月）及び「東日本大震災からの復興基本方針」（平成 23 年 7 月）において、復興施策に男女共同参画、特に女性の視点を反映することを明記。平成 24 年 2 月に設置された復興庁に、男女共同参画担当の職員を配置（復興庁）
- 地域防災計画の指針となる防災基本計画に、地域の防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性等の参画を拡大し、男女共同参画等の多様な視点を取り入れた防災体制を確立することを位置づけ（内閣府、総務省）
- 東日本大震災等の対応における経験を基に、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（平成 25 年 5 月）を作成し、地方公共団体や関係機関等と共有（内閣府）
- 避難所運営組織において女性が責任者に加わることなどを盛り込んだ「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成 25 年 6 月）を作成し、地方公共団体に対して周知（内閣府）

(国際的な防災協力における男女共同参画)

- 「防災協カイニシアティブ」（平成 17 年 1 月）に基づき、ODA を通じた開発途上国への防災協力においてジェンダーの視点到配慮（外務省）
- 第 56 回及び第 58 回国連婦人の地位委員会に、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案を提出し、コンセンサスで採択（外務省）
- 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を英訳し、国際会議等におい

て情報発信（内閣府）

- 平成 27 年 3 月に仙台で開催された第 3 回国連防災世界会議において、防災における女性のリーダーシップと参画の平等な機会の確保の必要性を発信（内閣府、外務省）

【主な政策効果】

- 女性委員のいない都道府県防災会議の数（内閣府、総務省）
計画策定時（平成 21 年）13
→ 最新値（平成 26 年）0（※平成 25 年に 0）
- 都道府県防災会議の委員に占める女性の割合（内閣府、総務省）
計画策定時（平成 21 年）3.2%
→ 最新値（平成 26 年）12.1%
- 市町村防災会議の委員に占める女性の割合（内閣府、総務省）
最新値（平成 26 年）7.3%（女性のいない市町村防災会議の割合 31.9%）
- 全国の女性消防団員数（総務省）
計画策定時（平成 22 年）19,103 人
→ 最新値（平成 26 年）21,684 人
- 消防団に占める女性のいる消防団の割合（総務省）
計画策定時（平成 22 年）52.5%
→ 最新値（平成 26 年）61.6%

<評価と問題点>

- 女性委員のいない都道府県防災会議の数はゼロとなったが、女性委員の割合は依然として低い。市民団体の代表等を含め女性を積極的に登用している都道府県の事例について情報提供を行うなどにより、都道府県防災会議の女性委員の割合を少なくとも 30%とするよう働きかける必要がある。
- 市町村防災会議については、女性委員の割合は低く、女性委員のいない防災会議も多い。女性を積極的に登用している市町村の事例について情報提供を行うなどにより、女性委員の割合を高めるとともに、女性委員のいない市町村防災会議の数をゼロとするよう働きかける必要がある。
- 女性消防団員の入団促進に取り組んでいることは評価する。今後は、男女共同参画センター等を活用し、消防団や自主防災組織の構成員に対して、男女共同参画に関する研修を実施することが求められる。
- 避難所の運営に当たって責任者に女性が参画することを前提として、平常時より地域の防災の担い手として女性が力を発揮できる仕組みと環境づくりを行う必要がある。
- 防災・復興に係る取組が男女共同参画の視点を反映したものとなるよう、防災・復興に関連する府省庁の間で連携を密にすることが必要である。
- 東日本大震災等での経験を踏まえ、女性は災害時に脆弱な立場に置かれることも

あるが、防災・復興の担い手として、女性がリーダーシップを発揮することが、防災・復興の原動力となることを国際社会に発信することが必要である。

- 東日本大震災からの復興に係る男女別データの整備が不十分な事例が見られる。復興施策に男女共同参画の視点を反映するためにも、男女がどのような状況にあるのかを把握する必要がある。

12 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

(旧第 15 分野：国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献)

<主な施策・効果>

【計画期間中に実施した主な施策】

(女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応)

- 女子差別撤廃委員会の見解を始めとする国際規範・基準、議論等、国際的な取組に関する、国民、関係する国会議員への周知、広報の実施。(内閣府)
- 女子差別撤廃条約第 6 回政府報告に関する追加的情報等、同条約第 7 回及び第 8 回政府報告、第 4 回世界女性会議並びに北京宣言及び北京行動綱領採択 20 周年記念(北京+20)における我が国の実施状況フォローアップ報告書等の国連への提出。(内閣府、外務省、関係省庁)
- 上記報告書等の取りまとめに当たり、NGO 等との意見交換等を実施。(内閣府)
- 女子差別撤廃条約等に関する警察職員への研修の実施。(警察庁)

(男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮)

- 政府開発援助大綱(ODA 大綱)等に基づく、男女共同参画の視点を反映した ODA の実施。(外務省)
- 「開発協力大綱」の閣議決定。(外務省)
- 「女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化」等の国際協力の重点施策分野に関する支援強化。(外務省)
- 開発途上国の国内本部機構の整備・能力強化に向けた支援。(内閣府、外務省)
- 国連が実施する紛争下の性的暴力の問題に関する取組への支援の実施。(外務省)
- 人身取引対策の連携体制強化等のため、政府職員の諸外国への派遣等。(法務省)
- ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)の活動への協力のため、拠出金の増加、女性のエンパワーメント原則(WEPs)への理解促進活動等を実施。(外務省、内閣府)
- 女子差別撤廃委員会、国連総会、APEC 女性と経済フォーラム等における女性の参画を推進。(外務省、内閣府、経済産業省)
- 在外公館における主要なポストの任命に当たり、女性の登用を推進。(外務省)
- JPO 派遣者数の大幅な拡充を始め、国際機関等の専門職への日本人女性の登用が進むよう、国際機関等で働く意欲と能力ある人材の発掘・育成や国際機関への就職の支援策を強化。(外務省)
- 国連婦人の地位委員会における「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案の提出及び採択、並びに第 3 回国連世界防災会議等における、防災分野における女性のリーダーシップの重要性等についての発信の実施。(外務

省、内閣府)

- 国際会議への出席、二国間会談の実施等を通じた、男女共同参画の視点に立った国際交流・協力の推進。(内閣府、外務省、関係府省)
- 各種国際会議の議論や成果等に関する広報、地方公共団体、NGO に対する周知、意見交換等の実施。(内閣府、外務省、関係府省)
- 東アジア男女共同参画担当大臣会合及び APEC 女性と経済フォーラムへの出席、女性が輝く社会に向けた国際シンポジウムの開催等を通じた、国際的な貢献及び我が国の取組の国際的な発信の実施。(内閣府、外務省、経済産業省)

【主な政策効果】

- 「女子差別撤廃条約」という用語の周知度 (内閣府)
計画策定時 (平成 21 年 10 月) 35.1%
→ 最新値 (平成 24 年 12 月) 34.8%
- 我が国のジェンダー分野における ODA 案件実績 (外務省)
2008 年から 2012 年の 5 年間で累計約 106 億ドルを拠出。
(2008 年から 2012 年の ODA 全体に占める割合 : 約 13%)
上記 ODA 以外にも、UNDP, UNICEF, UNFPA, UN Women など国際的に発信力のあ
る国連機関に対する拠出金を通じ、支援を実施。
- 我が国の女性大使、総領事の登用実績 (外務省) (平成 22 年度以降の実績)
女性大使 : 5 人。平成 26 年 12 月現在 4 名 (女性割合 : 2.5%)
総領事 : 3 人。平成 26 年 12 月現在 3 名 (女性割合 : 5.1%)
- 二国間会談、各国政府・国際機関の来訪件数 (内閣府)
(平成 24 年度) 8 回
→ 最新値 (平成 25 年度) 19 回 (※平成 26 年度 (暫定) 32 回)

<評価と問題点>

(女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応)

- 我が国の女子差別撤廃条約第 6 回政府報告に対し、女子差別撤廃委員会の最終見解では、「暫定的特別措置」、「民法改正等」などの課題が指摘された。女子差別撤廃委員会の見解で示された内容を、どのように推進していくか検討が必要。
- 女子差別撤廃条約の選択議定書については、105 か国が締約済みとなっており、早期締結について、改めて真剣に検討すべき。
- 女子差別撤廃委員会の見解等については、国会議員全員に対する周知の取組も必要。
- 男女共同参画推進連携会議が主催する「聞く会」は、国際規範・基準、議論等、国際的な取組の周知に役立っているが、働く女性、大学生等のため、インターネット配信などを検討が望まれる。

(男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮)

- ODA の実施に際して、女性がプロセスに主体的に参画するという視点を明確にすることが必要。
- APEC 女性と経済フォーラムに、女性リーダー及び今後活躍が期待される女性を参加させることは、女性の活躍推進のため重要。引き続き同フォーラムへの参加を促進することが望まれる。
- 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!)」を定期的を開催し、国内外で活躍するリーダーの参加を得て、包括的に議論する場を提供することが望まれる。